



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 5 4 号 令和 5 年 3 月 3 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 6	労働組合法の規定による候補者の推薦を求 める件	労働雇用戦略課
6 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
6 8	道路の区域を変更する件	道路整備課
6 9	道路の供用を開始する件	同

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則 の一部を改正する規則	

徳島県告示第六十六号

徳島県労働委員会の第四十九期の使用者委員及び労働者委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求めらる。

令和五年三月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 推薦資格

- 1 使用者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。
- 2 労働者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有し、かつ、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

二 委員候補者の資格

法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

三 推薦期間

令和五年三月三日（金曜日）から同年四月七日（金曜日）まで

四 推薦手続

1 使用者団体

この推薦手続に参加する使用者団体は、推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (一) 定款又は会則
- (二) 事業計画
- (三) 役員名簿（役職名、氏名、所属事業所名及び生年月日を記載したもの）
- (四) 会員名簿
- (五) 労働組合に関する業務参考資料

2 労働組合

この推薦手続に参加する労働組合は、資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して徳島県労働委員会に提出し、三の推薦期間中に法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の証明を受け、その証明書を添えて推薦書を提出すること。

なお、資格審査申請書は、令和五年三月十七日（金曜日）までに、徳島県労働委員会に提出すること。

- (一) 組合規約
- (二) 労働協約（労働協約に付随する覚書等を含む。）
- (三) 組合役員名簿
- (四) 組合会計の決算書の写し
- (五) 職制及び非組合員の範囲一覧表
- (六) 組合組織一覧表

五 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出す

徳島県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市勝占町 勝浦川土地改良区	令和五年二月十三日

徳島県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
282	大井南島	阿南市下大野町渡り上り 一八五番一六地先から 同 上中町南島一八番 一地先まで 阿南市下大野町渡り上り 一八五番八地先から 同 上中町南島一八番 二地先まで	旧	八・九〇二・三・六	三三二・一
			新	七・一〇二・六・四	三三二・一

徳島県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

282	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		大井南島	阿南市下大野町渡り上り一八 五番八地先から 同 上中町南島一八番一 地 先まで	三三二・一	令和五年三月三日

公 告

徳島県厚生連労働組合から年度末一時金の要求に関して令和五年三月七日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和五年三月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

阿南市宝田町川原六 一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇 一

阿波病院

徳島市北佐古一番町五番一二号

徳島県厚生農業協同組合連合会

阿波市阿波町平川原北五九 一

徳島県農村健康管理センター

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のト公安職給料表等級別職務区分表中

嶺南の猫加

を

警察署の課長
課長代理

に、

課長代理

を

困難な業務を行う課長代理

に改める。

附 則

この規則は、令和五年三月十三日から施行する。